高岡市長

施設等利用費請求書(償還払い用)

私立幼稚園(新制度移行園を除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【令和 年 月~令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、高岡市内に居住していることを高岡市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを高岡市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を高岡市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を高岡市が確認すること。

請求する利用月期間中の住所

上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した

1. 心政守	利用和刊品足休司	造白(胡水白)							
フリガナ			認定		生年	三月日	年	月	日
氏 名			子どもとの続柄		現住所	電話:			
2. 認定子	ども(認定子どもごと	とに申請して下	さい)						
認定種別((法第30条の4)	□ 第1号 □	第2号 [] 第3号	認定	番号			
上午日日		年 B	П	フルカ	+				

氏

名

3 在籍する幼稚周等

٠.	1-1-4		ررسر	100000													
フ	リ	ガ	ナ			所 在	地	₸									
幼名	稚	園	等称			(市外の地のみ記)	7)	電話:									
(1				る利用料 ※1 、金額を記入)	月額	円		日 額			円		時間				円
		請	求す	- る利用月期間ロ	中の在籍状況		期間	中在籍		途中フ	園	した		途中退	園し	た	
上	記で	、途	中ノ	八園または途中退	園に該当した場合	はその年	月日	を記入				年		月		日	
10/	1 III	HIM	σ=1		> 7 (mm \// \thn \\ _+\thn	707 HII PAY	\ LH /	\). L \ \[/ \d	ナイルト	コルコチ	11124	44n HH	ωП	业/	1	1/7:	2-

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該 利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 償還払いの振込先

・初回請求の方

・2回目以降の請求の方

□ 次の□座に振り込みを希望する(※2)

□ 前回請求時と同様の口座に振り込みを希望する

年

月

日

- □ 請求者の公金受取口座(※3)に振り込みを希望する(※2) □ 次の口座に振り込みを希望する(※2)

金融機関名		預	金	種	目	口	手通] 当/	莝	
銀行・信用金庫 支	店	П	座	番	号					
農協・信用組合出現	張所	口座	名義(カタオ	ナ)					

- ※2 初回請求又は、振込先を変更する場合は償還払いの振込先の通帳の写し(1ページ目)を添付してください。 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。
- ※3 給付金等の受取のための口座として、マイナンバーとともに国に任意で登録していただいている口座です。

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳

今年度分	うの入園	園料を]	支払った場合に記入(&) ※4	入園年月日	1 (令和	口 年		月 日)	入園料	}(F	月)
利用年月日		日	今年度分の支払っ た入園料の 月額換算額 (b=a/12) ※4,※5	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※4,※6		支払額合計 (d=b+c)			月額上限額 (e) ※7		請求額 (dとeを比較して 小さい方)	
令和	年	月	円		円			田		円		円
令和	年	月	円		円			田		円		円
令和	年	月	円		円			田		円		円
令和	年	月	円		円			円		円		円
令和	年	月	円		円			円		円		円
令和	年	月	円		円			円		円		円
									合計			円

- ※4 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
- ※5 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい。(小数点以下切り捨て)
- ※6 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下切り捨て)
- ※7 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日の日数÷その月の平日の日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日の日数÷その月の平日の日数として下さい。 (月額上限額:25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)